島根県消費生活相談員人材バンク

県では、市町村及び県の消費生活相談員として勤務を希望する方の情報を 人材バンクに登録し、相談員の採用を希望する市町村等に情報提供を行います。

登録対象者

- ·消費生活相談員(国家 資格)
- •消費生活専門相談員
- 消費生活アドバイザー
- ・消費生活コンサルタント
- ·島根県消費生活相談員 育成講座修了者(29年 度以降)

島根県消費生活相談員人材バンク

(島根県環境生活部 環境生活総務課)

登録申請

登録者リスト

県消費者センター 相談員採用時にリ ストの活用

市町村

(消費者センター等) 消費生活相談員の配 置等

情報提供後は、連絡、 面接等は直接対応

採用結果

情報依頼

情報提供

告

報

◇登録申請

登録対象者のうち、登録を希望される方は島根県環境生活部環境生活総務課へ登録の申請をしてください。

◇人材バンクへの登録

申請後、島根県環境生活総務課において、人材バンク登録リストへの登録を行うとともにリストを作成します。

◇リストの活用方法等

相談員の採用を希望する市町村等から、人材バンク情報提供依頼に基づき、随時、情報提供します。

問い合わせ先

島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室

〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター5階 TEL 0852-22-5103 FAX 0852-32-5918 人材バンクへの登録 は、就職先を保証す るものではないゾウ。



島根県消費者センター マスコットキャラクター だまされないゾウくん